

# みなとみた

2012 **1**  
No.89

(社)三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 新年のご挨拶 ● 2

三田労働基準監督署 署長 多田 信克／(社)三田労働基準協会 会長 山内 啓三郎

### 労働ニュース ● 3～5

「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」の制定について／健康診断結果報告等の提出はお済みですか?／「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が策定されました

東京労働局／三田労働基準監督署ほか

### 労働インフォメーション ● 6～8

労災保険率を平均で0.6/1000引下げへ。メリット制の適用対象も拡大へ／雇用保険料率を10/1000に引き下げへ／労災保険の建設業「一人親方」の特別加入者の補償範囲を拡大／ほか

### ハローワークしながわインフォメーション ● 9～11

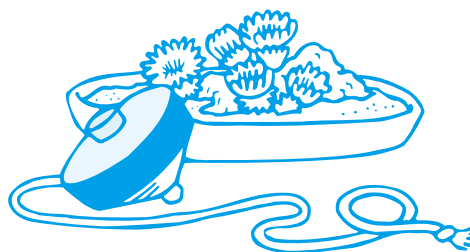
最近の雇用失業情勢／公正採用選考人権啓発推進員研修を開催いたします!／ハローワーク品川が移転いたします

### コラム ● 12

いのち・シリーズ ⑤ 『野菊の墓』

### 協会だより ● 13～15

港区優良従業員表彰受賞者／三田労働基準協会の労働保険事務組合に加入しませんか!／新入会員のご紹介



## 新年のご挨拶



三田労働基準監督署  
署長 多田 信克

明けましておめでとうございます。

三田労働基準協会の会員の皆様には、昨年も、監督署の業務運営に多くのご支援・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

昨年は歴史的な一年でした。東日本大震災、それに伴う福島原発事故による放射能汚染、電力不足と続き、その後も急激な円高やタイの大洪水等にも見舞われ、会員の皆様にはご苦労が多い年だったのではないのでしょうか。

今年は、日本再生の元年だったと言われるような年になることを祈るばかりです。

翻って、昨年の管内の状況を振り返りますと、死亡災害は大幅に改善され大変良かったのですが、脳・心臓疾患や精神障害関係の労災請求は最多であった一昨年と同程度で推移し、また、減少したとは言え、賃金未払や解雇等の申告事案、未払賃金の立替払も多数に上り、長時間労働やサービス残業を訴える声も多数寄せられました。

私は、これらの中で特に、過重労働、言い換えれば恒常的な長時間労働そのものと、それにより脳・心臓疾患や精神障害事案が多数発生していることを憂慮しております。

平成24年においては、申告・相談や企業倒産等に伴う法定労働条件の履行確保、未払賃金の立替払の迅速化、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策、リスクアセスメントの手法を取り入れた労働災害防止対策などに力を入れてまいりますが、先に触れた状況を踏まえ、取り分け、過重労働による健康障害の防止を中心に据えて行政を展開してまいります。

皆様には、引き続き、法令を順守・尊重する基準協会の会員として、また、管内の中核企業として、今年も行政へのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、貴会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御繁栄を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



社団法人 三田労働基準協会  
会長 山内啓三郎

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は協会の活動にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原発事故、タイの洪水被害、欧州の金融不安とそれに伴う歴史的円高と、日本の経済や社会が大きな打撃を受けた年でした。本年は、国全体が一丸となって、苦境から立ち直る年にしたいと願ひいたしますとともに、特に、震災・原発被災地の日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

昨年来のわが国の状況は近來まれに見る困難な事態ではありますが、これまでもわが国は幾多の苦難を乗り越えてきており、今回も必ず克服できるものと信じております。また、そのための原動力となるのは、粘り強く勤勉な国民性にあるのではないかと感じております。私ども企業は、そのような国民性が労働の場でも充分に発揮されるよう、心身ともに健全で活力ある労働力を維持するため、労働条件や安全の確保、健康の保持増進などについて適正な労務管理を一層心がけることが必要なのではないかと思っております。

当協会といたしましても、昨今の情勢を受け運営環境には厳しいものがありますが、本年も、三田労働基準監督署のご支援をいただきながら、会員の皆様の労務管理改善のために一層お役に立つ活動を行うべく努力してまいりたいと考えております。本年は労働安全衛生法・派遣法の改正が予定されており、精神障害の労災認定基準が策定され、有期労働契約に関する法改正の動きが出るなど、多くの重要な変化が予想されます。時宜を得た講習会開催に努めるとともに、近隣の地区労働基準協会等との連携を一層強め、事業の活性化を図ってまいりたいと思います。更に、作業を進めてまいりました一般社団法人化についても、本年4月1日付けでの新法人への移行登記を達成したいと思っております。

本年も会員皆様の当協会への温かいご支援をお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 「東日本大震災により生じた放射線物質により 汚染された土壌等を除染するための業務等に係る 電離放射線障害防止規則」の制定について

平成23年8月に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する措置法」に基づき、平成24年1月1日から、原発事故により放出された放射性物質に係る除染等作業及び汚染廃棄物の収集等（以下「除染作業等」という。）が実施されていますが、この業務に従事する労働者の電離放射線障害を防止するために必要な措置を定めた「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）が制定され、1月1日より施行されました。

除染電離則の主な概要は次のとおりです。

### 1. 被ばく低減のための措置

- （被ばく限度）労働者が受ける実効線量は5年間で100mSv、かつ、1年間で50mSvを超えてはならない。
- （線量の測定） $2.5 \mu\text{Sv/時}$ （週40h、52週で年5 mSv相当）超の区域では、除染等作業による外部被ばくの線量を個人線量計で測定しなければならない。

### 2. 汚染拡大の防止措置

- （粉じん発散の抑制の措置）セシウムを含む高濃度粉じんが発生するおそれがある場合、土壌等を湿潤にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じなければならない。
- （除去土壌等の保管等の場合の汚染防止措置）除去土壌等を保管等する場合には、一定の要件を備えた容器を用い、立入禁止等の措置を講じなければならない。

### 3. 労働者教育、健康管理措置等

- （労働者に対する特別教育）労働者を除染等作業に就かせる際、放射線の影響、線量管理、作業方法、関係法令について教育を行わなければならない。
- （健康診断）作業の雇入れ時、配置替え時及び6か月に1回、被ばく歴等の特別健康診断を行い、健康診断個人票を作成して、これを30年間保存するとともに、労働者に通知しなければならない。
- （離職者への線量記録等の交付）労働者が離職する時又は事業を廃止する時には、労働者の被ばく線量記録と健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡し、労働者にその写しを交付しなければならない。

## 健康診断結果報告等の提出はお済みですか？

労働安全衛生法により事業者は労働者に対し健康診断を実施し、その結果を遅滞なく健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署に提出することになっております。

また、じん肺法に基づき毎年12月31日現在におけるじん肺健康管理の状況を、翌年の2月末日までに所轄労働基準監督署を経由し所轄労働局長への報告が必要です。

加えて、各種指針に基づく特殊健康診断についても、実施後その結果を提出していただくことになっていきます。

所轄労働基準監督署への報告が必要な「健康診断結果報告書」等は、次のとおりです。

| 各種健康診断結果報告                                                                     | 様式番号（OCR用帳票種別番号）  |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 定期健康診断結果報告書<br>(50人以上の労働者を使用している事業場)                                           | 安衛則様式6号（80311）    |
| 有機溶剤等健康診断結果報告書                                                                 | 有機則様式3号の2（80302）  |
| 鉛健康診断結果報告書                                                                     | 鉛則様式3号（80303）     |
| 四アルキル鉛健康診断結果報告書                                                                | 四アルキル則様式3号（80304） |
| 特定化学物質健康診断結果報告書                                                                | 特化則様式3号（80305）    |
| 高気圧業務健康診断結果報告書                                                                 | 高圧則様式2号（80306）    |
| 電離放射線健康診断結果報告書                                                                 | 電離則様式2号（80307）    |
| 石綿健康診断結果報告書                                                                    | 石綿則様式3号（80310）    |
| 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書<br>(VDT作業等29の業務)                                            | 様式番号なし（80309）     |
| じん肺健康管理実施状況報告<br>(本報告は、じん肺健康診断を実施しない場合でも、2月末日までに12月31日現在の健康管理の状況を報告する必要があります。) | じん肺則様式8号（80308）   |

※報告様式については、東京労働局ホームページ「お役立ち情報」の法令・様式集からダウンロードできます。なお、印刷時の注意事項を必ずお読みいただき適正に印刷してください。

### 〈注意事項〉

定期健康診断結果報告書は、50人以上の労働者を使用している事業場の報告であり、複数の事業場を有する企業の場合は、**事業場ごとに報告いただく必要があります、企業全体の労働者の健康診断結果の報告ではありません**ので、ご注意ください。

＜お問い合わせ先＞ 三田労働基準監督署 安全衛生課 (3452) 5474

# 「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が策定されました ～ うつ病などの精神障害の認定基準が分かりやすくなりました ～

厚労省は、平成23年12月26日、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の認定基準」（基発1226第1号）を策定し発出しました。心理的負荷による精神障害については、これまで「心理的負荷による精神障害の業務上外に係る判断指針」（平成11年9月14日付け基発第544号）に基づき判断され、全ての案件が地方労災医員協議会精神障害等部会の意見を求めたうえで決定されてきました。今回、精神障害の業務起因性を肯定する要素をより具体的に定め、一部は専門部会の判断を要しないものとしたことにより、「判断指針」から「認定基準」の名称となったものです。

今回の認定基準のポイントは、

- ・ 分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）を定めたこと。
- ・ 特に心理的負荷の評価を行う際の時間外労働時間数の基準が明確に示されたこと。
- ・ いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものは、開始時からすべての行為を対象として心理的負荷を評価することとしたこと。

などで、詳しくは下表の「心理的負荷による精神障害の認定基準の概要」を参考にしてください。厚労省は本基準の制定により審査の迅速化を図り、6ヶ月以内の決定を目指としています。

認定基準の詳細は以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170801>

また、協会では4月に監督署と共催で、労災担当官による説明会の開催を準備中です。

## 心理的負荷による精神障害の認定基準の概要

### ● 業務による心理的負荷（ストレス）の評価基準の改善

|        | 現行の判断指針                                  | 新しい認定基準                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価方法   | 2段階による評価<br>出来事の評価 + 出来事後の評価 → 総合評価      | 1段階による評価<br>出来事+出来事後の総合評価                                                                                            |
| 特別な出来事 | ・ 極度の長時間労働<br>・ 生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの | 「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示<br>「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示                                                          |
| 具体例    | 心理的負荷評価表には記載なし                           | 「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載                                                                                               |
| 労働時間   | 具体的な時間外労働時間数については、恒常的長時間労働を除き定めていない。     | 強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載<br>・ 発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上<br>・ 発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上<br>・ 「中」の出来事後に、月100時間程度 等 |
| 評価期間   | 例外なく発病前おおむね6か月以内の出来事のみ評価                 | セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価                                                                                |
| 複数の出来事 | 一部を除き具体的な評価方法を定めていない。                    | 具体的な評価方法を記載<br>・ 強+中又は弱 → 強<br>・ 中+中… → 強又は中<br>・ 中+弱 → 中<br>・ 弱+弱 → 弱<br>近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断                      |
| 発病者の悪化 | 既に発病していた場合には悪化したときであっても労災対象としない          | 発病後であっても特に強い心理的負荷で悪化した場合は労災対象とする                                                                                     |

### ● 審査方法等の改善

|       | 現行の判断指針          | 新しい認定基準        |
|-------|------------------|----------------|
| 医師の意見 | 精神科医の専門部会に全数を協議  | 判断が難しい事案のみ協議   |
| 調査    | 業務以外の要因の詳細な調査を行う | 業務以外の要因の調査を簡略化 |

## 労働インフォメーション

### 労災保険率を平均で0.6／1000引下げへ。メリット制の適用対象も拡大へ

労働政策審議会は昨年12月15日、労災保険率を平均で1000分の0.6引き下げることなどを内容とする「労働保険料の徴収等に関する法律施行規則の改正案要綱」について妥当と答申しました。今後改正省令が公布され24年4月1日から施行される予定です。労災保険率の改定は原則3年ごとに改定され、24年度が改定期に当たります。東日本大震災の影響については、次回27年度の改定時に反映されることとなります。改正のポイントは以下のとおりです。

- 1 労災保険率を24年4月1日から、平均で5.4／1000から4.8／1000へ0.6／1000引き下げる。引下げとなるのは35業種、据置きが12業種、引上げが8業種（詳細は下記の厚労省ホームページをご覧ください）。
- 2 メリット制の適用を拡大。メリット制は、保険料負担の公平性の確保や事業主の災害防止努力を一層促進する観点から、個々の事業場の災害発生率に応じて労災保険料を増減する制度ですが、建設業と林業についてメリット制適用要件である確定保険料の額が、現行の100万円以上から40万円以上に緩和されます。これにより、災害防止へ向けて努力することにより労災保険料が割引になる事業場が増えることとなります。

詳細は以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170417>

### 雇用保険料率を10／1000に引き下げへ

労働政策審議会の雇用保険部会は昨年12月20日、平成24年度の雇用保険の料率について、現行の12／1000から10／1000に引き下げる報告案を検討しました。

（詳細は <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170651> をご覧ください）。

今後、職業安定分科会（1月6日）、本審等を経て決定されていくものと思われます。

### 労災保険の建設業「一人親方」の特別加入者の補償範囲を拡大

労災保険に特別加入した建設業の「一人親方」が東日本大震災の復旧・復興作業に従事する場合、建設業では通常行うことが想定されない作業も含まれることがあることから、労働者災害補償保険法施行規則が改正され、第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方が、工作物の原状回復又はその準備作業に従事する際に被った災害についても労災保険の補償対象となり、本年1月1日から施行されました。

詳しくは以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170415>

## 労働安全衛生法改正法案が国会上程されるも、継続審議へ

メンタルヘルス対策や受動喫煙対策の充実強化を目指した「労働安全衛生法改正法案」が、昨年12月2日に国会へ上程されましたが、審議入りには至らず継続審議となり、成立は今年の通常国会以降に持ち越されることとなりました。改正法案の主なポイントは以下のとおりです。

### ◎メンタルヘルス対策の充実・強化

- ・医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を、事業者に義務付ける。
- ・検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ずに検査結果を事業者提供してはならないこととする。
- ・検査結果を通知された労働者が面接指導の申し出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- ・面接指導の実施を申し出たことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- ・事業者は面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

### ◎受動喫煙対策の充実・強化

- ・受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ・ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

改正法案等の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001slsj.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/179.html>

## 「除染電離則」が24年1月1日から施行されました

「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」が昨年12月22日に公布され、本年1月1日から施行されました。また、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインも策定され、労働者に対する特別教育テキストの作成、講習会の実施が行われます。

詳しくは以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170731>

## 「粉じん障害防止規則」及び「じん肺法施行規則」改正へ

～屋外でのアーク溶接作業等が呼吸用保護具使用の対象に～

昨年12月12日、労働政策審議会は、屋外で行うアーク溶接作業を呼吸用保護具使用やじん肺健康診断の対象とするなどの、粉じん則・じん肺則を改正する省令案要綱について妥当とする答申を行いました。

詳細は以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170253>

## サービス残業についての是正合計額が123億円に達しました

～サービス残業等に関する情報提供メール窓口も設置される～

厚生労働省は平成22年度の賃金不払い残業（サービス残業）に対する監督指導の結果を取りまとめ公表しました。1企業あたり100万円以上の是正支払を行ったのは全国で1,386社、支払われた割増賃金合計額は約123億円、1,000万円以上払ったのは200企業、1企業の最高支払額は3億9,409万円でした。

また、厚生労働省は昨年11月1日から、職場での長時間労働、サービス残業等の情報提供を電子メールで24時間受け付ける「労働基準関係情報メール窓口」を設置しました。労働時間管理の適正化に一層配慮する必要がありますと思われる。詳細は以下をご覧ください。

サービス残業是正結果の詳細 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=168257>

労働基準関係情報メール窓口の詳細 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=168663>

## 労働者派遣法改正法案は継続審議

平成22年4月に国会提出され、その後の国会で継続審議となっていた「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）改正法案」は、12月9日閉会した臨時国会において、当初の法案から製造業派遣の原則禁止などを削除する修正を経て衆議院厚生労働委員会で可決されましたが、成立に至らず会期末処理により継続審議となりました。

## 労働政策審議会「有期労働契約の在り方について」建議

労働政策審議会は、昨年12月26日、厚生労働大臣に対し「有期労働契約の在り方について」建議を行いました。報告の主なポイントは

- ・有期労働契約が5年を超えて反復された場合には、労働者の申出により期間の定めのない契約に転換させる仕組みを導入することが適当
- ・「雇止め法理」の内容を制定法化し明確化を図ることが適当

などとするもので、今後法制化が検討されることとなります。

詳しくは以下をご覧ください。 <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170791>



## 最近の雇用失業情勢

○平成23年10月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆平成23年10月の完全失業率（原数値）は、4.5%と前月と比べ0.4ポイント悪化（季節調整値）。
- ☆完全失業者数（原数値）は288万人で、前年同月より46万人減の17ヶ月連続の減少。
- ☆前年同月と比べ就業者は22万人減、雇用者は24万人減となっている。
- ☆平成23年10月の新規求人倍率（季節調整値）は1.13倍と前月より0.02ポイント改善。
- ☆平成23年10月の有効求人倍率（季節調整値）は0.67倍と前月と同等水準。

内閣府の月例経済報告（平成23年11月）によると、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している。雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい。先行きについては、サプライチェーンの立て直し、各種政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れや、為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響等により景気が下振れするリスクが存在する。

また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要であるとしている。

| 項 目    | 新規求人倍率 |      |      | 有効求人倍率 |      |      | 就職者数    | 求人充足数   |
|--------|--------|------|------|--------|------|------|---------|---------|
|        | 全国     | 東京   | 品川   | 全国     | 東京   | 品川   |         |         |
| 20年度   | 1.08   | 1.58 | 4.28 | 0.77   | 1.12 | 3.19 | 132,204 | 178,158 |
| 21年度   | 0.79   | 1.02 | 2.66 | 0.45   | 0.60 | 1.61 | 139,964 | 186,500 |
| 22年度   | 0.93   | 1.19 | 3.67 | 0.56   | 0.69 | 2.10 | 147,335 | 196,787 |
| 23年10月 | 1.13   | 1.47 | 4.09 | 0.67   | 0.87 | 2.48 | 89,600  | 119,808 |

注意） 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《23年4月～23年10月》  
 2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は89,816人で前年同月比10.7%増と20ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は229,864人で前年同月比15.8%増と、18ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は58,313人で前年同月比7.9%減と2ヶ月連続で前年同月を下回った。

また、月間有効求職者数（原数値）は258,567人で前年同月比5.7%の減少と、14ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,940件で前年同月比0.9%増と3ヶ月連続で前年同月を上回った。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,519件で前年同月比4.4%増と4ヶ月連続で前年同月を上回った。パートは5,421件で前年同月比3.5%減と、4ヶ月連続で前年同月を下回った。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、166件（前年同月比21.0%減）。業種別件数では建設業・製造業（ともに33件）、次いでサービス業（32件）の順となった。

☆ハローワーク品川労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供いたします。

ハローワーク品川（六本木庁舎）  
 産業雇用情報官（部門コード32#）

# 公正採用選考人権啓発推進員研修を 開催いたします！

- ・ハローワーク品川では公正な採用選考システムの確立（人権啓発推進）に向け、品川区・港区事業所において選任されている公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）研修を実施しております。
- ・研修対象は品川区・港区事業所より選任されている推進員ではありますが、企業の社会的責任（CSR）を問われる時代にあって、公正採用選考システムの見直し検討を図りたい事業所、また人権問題に興味のある個人の方等も参加可能です。
- ・皆様のご参加をお待ちしております。

## 「平成23年度 公正採用選考人権啓発推進員研修」

- ・日 時 平成24年1月30日（月）午後2時～午後4時30分  
（午後1時30分開場）
- ・場 所 きゅりあん（品川区立総合区民会館）8階大ホール  
（JR／東急線 大井町駅 東側徒歩1分）  
品川区東大井5-18-1
- ・研修内容 ① 講演 「企業の社会的責任と人権」  
人権文化を育てる会 事務局長 水口 好久 氏  
② ビデオ上映（公正な採用選考に関するビデオです。）

**\*当日参加も可能です。受付にてお申し込みください。**

（問合せ先） ハローワーク品川 雇用支援コーナー 担当／久木元（くきもと）  
港区六本木3-2-21  
電話 03-3588-8630（ダイヤルイン）



# ハローワーク品川が移転いたします

ハローワーク品川の六本木庁舎と品川庁舎は、下記の通り2回に分けて移転いたします。

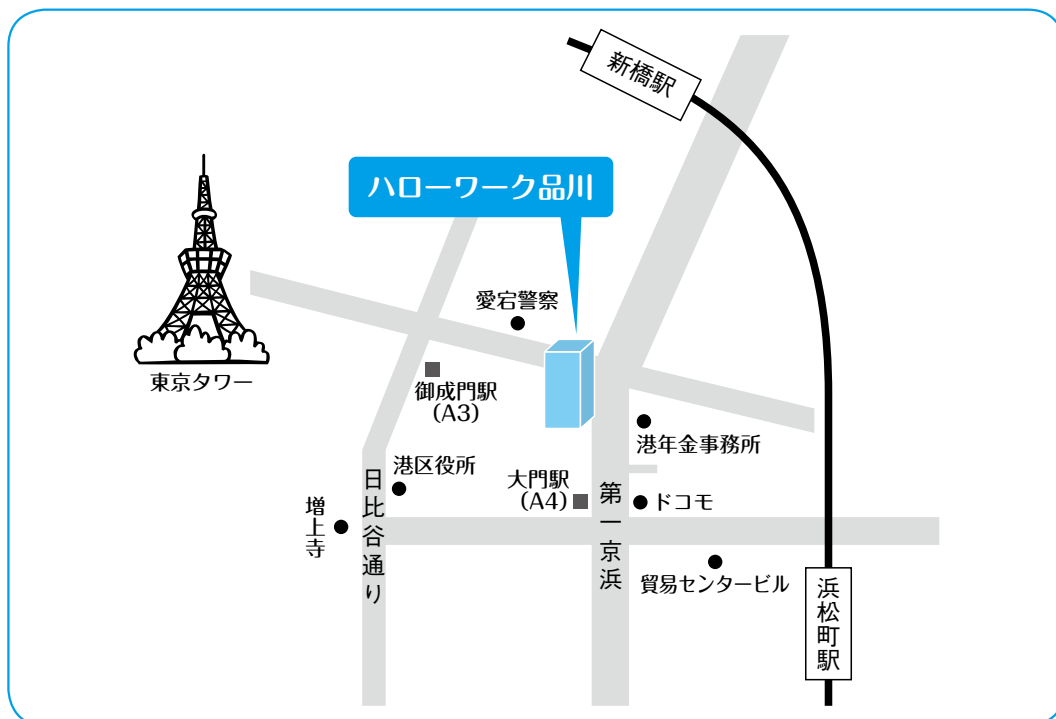
手続き等のご来所の際はご注意ください。

\*旧庁舎での業務終了日は、六本木庁舎が平成24年3月9日(金)、品川庁舎は平成24年3月16日(金)となります。

## 移転日(業務開始日)

六本木庁舎 平成24年3月12日(月) / 品川庁舎 平成24年3月19日(月)

**移転先：港区芝大門1-3-4 芝大門ビル**  
**TEL 03(3433)8609**



最寄駅：JR浜松町(徒歩6分)、JR田町(徒歩10分)

都営浅草線・大江戸線 大門駅(A4出口 徒歩4分)

都営三田線 御成門駅(A3出口 徒歩4分)

## コラム

伊藤左千夫 著

### 『野菊の墓』

(新潮文庫ほか)



## いのち・シリーズ 58

歌人・作家伊藤左千夫(元治1年～大正2年)が明治39年に発表した小説である。100年ほど前(1906年)の作品である。現在の千葉県松戸市が舞台。もう少し踏み込むと「矢切の渡し」で知られる矢切地区。水戸街道の宿場町であった。

この作品は15歳の少年と二つ年上の少女の間に芽生えた恋が、《世間体》に押しつぶされ悲劇的な終焉を迎える物語で、同名あるいは「野菊のごとき君なりき」という情緒的な題名をつけられて、しばしば映画やテレビに取り上げられた。

『松戸から二里許り下がり、矢切の渡を東へ渡り、小高い岡の上』が少年政夫の家。

『利根川は勿論中川までもかすかに見え、武蔵一えんが見渡される。秩父から足柄箱根の山々、富士の高嶺も見える。東京の上野の森』も見えると、その舞台は描かれている。

政夫の家は界隈の旧家である。11月に千葉の中学に入ることに決まっていた。母が病弱であるため、市川(現在の市川市)の親戚から従妹の民子が看護や仕事の手伝いに来ている。

『透き徹るほど白い皮膚に紅味をおんだ、誠に光沢の好い児であった。いつでも活活として元気がよく、其癖気は弱くて憎気の少しもない児であった』。

政夫と民子は大の仲良しで、二人で遊ぶのが好きであった。農作に来た女を通じ、そのことが近所へ、やがて村中に噂となって母にも届いたから、二人は厳しく叱られた。

10月のある日。母の言いつけで二人は山畑の棉摘みに行く。たくさんの野菊が咲いていた。

『僕はもともとから野菊がだい好き。民さんも野菊が

好き……』

『私なんでも野菊の生まれ返りよ。野菊の花を見ると身振るいの出るほど』

『民さんは野菊のような人だ』

二人で過ごす初めての、長く静かな時間であった。

帰宅が夜になってしまった。

政夫は母から入学を急かされ、家を出る。

出立前日の日暮れに、短い手紙を書いて渡す。

朝、民子は農作の女と矢切の渡しにきた。

年末に帰郷して、民子が母から僅かな仕事の失敗をとがめられ市川に帰されたことを知る。

少年少女の清らかな恋は、世間という怪物の手によって押し潰されてしまったのである。

さらに1年が経過した正月、政夫は、母から民子が昨年結婚したと聞かされる。

6月22日、スグカエレの電報が届き帰宅する。『政夫、堪忍してくれ……民子は死んでしまった……私が殺した様なものだ……』

市川に帰った民子に縁談が持ち込まれた。民子はどうしてもいやだと言い、困った家族は矢切のおッ母さんに説得してもらうことにした。

政夫のところへきたい考えだろうが、この母が不承知だと冷たく突き放した。

祝儀が終わり、やがて身重になったが流産してしまい、後の肥立ちが悪く19日に息を引き取ったと、号泣して謝る母であった。

民子のお祖母さんが、『民子は左の手に紅絹の布に包んだ小さな物を握って』おり、『それが政さん、あなたの写真とあなたのお手紙でありました』、と話した。

墓地へ行く。あたりには不思議に野菊が茂っている。野菊の中へ葬られたのだと思った。七日間、毎日通って墓の周辺一面に野菊を植える。

その後、政夫は結婚した。しかし政夫の心は、一日も遙か幽明の彼女の上を離れない。

松戸市の「市の花」は、つつじ、あじさいと並んで「のぎく」である。

藤枝 丞(藤枝事務所主宰)

## 「港区優良従業員表彰」を会員の5社9名が受賞されました

港区による本年度の優良従業員表彰式が11月15日(月)メルパルク東京において行われました。本年受賞された方は区全体で63名、うち以下の5社9名の皆さんが当協会からの推薦に基づき受賞されました。表彰式では武井区長さんから受賞者一人ひとりに表彰状と副賞が手渡されました。その後、区産業地域振興支援部や区内各産業団体の幹部の皆さんも交え、賑やかに懇親会が行われました。

この表彰制度の利用について費用負担等は一切ありませんので、企業発展のため長年貢献してくれている優秀な従業員に報いるとともに、従業員全体のモチベーションの向上を図るためにも、来年も多くの企業の皆さんにこの表彰制度を活用いただきたいと思います。本制度の対象となると思われる会員の皆様には例年7月ごろにご案内を差し上げておりますので、遠慮なく当協会あて表彰基準に該当する従業員をご推薦下さい。

### 平成23年度港区優良従業員表彰受賞者(敬称略)

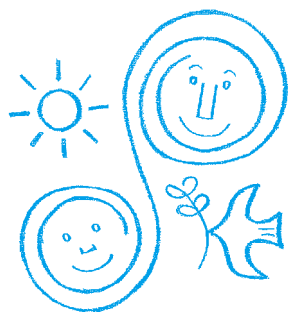
|                   |       |
|-------------------|-------|
| (株)東京ロジステック小林徳市運送 | 後藤 司  |
| 芝工業(株)            | 遠藤 正人 |
| 〃                 | 中島 雄一 |
| 〃                 | 樋口 貴啓 |
| (株)大三洋行           | 梅田 博子 |
| 〃                 | 辻井 勝  |
| 芝浦シャリング(株)        | 浅野 金栄 |
| 成旺印刷(株)           | 原 響一  |
| 〃                 | 吉田 賢  |



武井区長から表彰される後藤さん



渡邊区地域産業振興部長さん(中央)を囲んで記念撮影



### 健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。  
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

**作業環境測定**についてもお任せ下さい。



## 財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

**TEL : 03-3783-9411**

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf50.com



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

皆様の労働保険事務手続きのお手伝いをします。

## 三田労働基準協会の労働保険事務組合に加入しませんか！

### ◎労働保険事務組合とは？

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受けた事業主団体であり、委託した事業主に代わって労働保険の申告や計算、労働基準監督署や公共職業安定所への書類提出などの事務を代行する制度です。社団法人三田労働基準協会は昭和42年に事務組合の認可を受けており、44年の実績と経験があります。

### ◎労働保険事務委託をする委託メリットは？

- 1 労働保険事務組合に委託することによって、個別に加入手続きしたのでは認められない場合であっても、労働保険料の分割納付ができます。
- 2 労働保険事務組合に委託することによって、事業主や役員・家族従事者など通常労災保険に加入できない方も、特別加入することができます。
- 3 労働保険事務組合に委託することによって、煩雑な労働保険事務について、事務の簡素化と経費節減が図れます。

### ◎労働保険事務組合に委託できる条件は？

労働保険事務組合に委託できるのは、以下の業種と規模の事業です。

- 1 金融・保険・不動産・小売業・飲食店で50人以下
- 2 サービス業（清掃業・火葬業・と畜業・自動車修理業・機械修理業を除く）・卸売業で100人以下
- 3 1・2以外の事業（製造業等を含む）で300人以下

### ◎事業主等の特別加入制度とは？

労災保険の補償対象となるのは本来労働基準法上の労働者であり、事業主や役員・家族従事者などは労働者に該当しないため通常労災保険に加入できませんが、仕事の状況から労働者と同様の災害が発生する可能性があるような場合には、労働保険事務組合に委託することにより特別に労災保険に加入することを認める制度です。特別加入者は業務災害と通勤災害につき、労働者と同様の労災保険給付を受けることができます。

特別加入できる人は、上記の事務組合に委託できる業種と規模の事業の、事業主や役員・家族従事者などの方々です。

### ◎委託等についてのお問合せ

委託に際しては、当協会へ入会していただくこと及び委託手数料が必要になります。  
事務組合制度も含め、詳しくは当協会にお問合せ下さい。

社団法人三田労働基準協会 労働保険事務組合担当あて  
〒108-0014 港区芝4-4-5 TEL. 03-3451-0901

# あけましておめでとうございます

平成24年 元旦

社団法人 三田労働基準協会

|      |        |                |
|------|--------|----------------|
| 顧問   | 富田 渡   | 渡辺興業(株)        |
| 顧問   | 山田 豊造  | 山田倉庫(株)        |
| 会長   | 山内 啓三郎 | 日本精米製油(株)      |
| 専務理事 | 橋場 義雄  | 橋場(株)          |
| 副会長  | 丸山 啓   | (株)精美堂         |
| 理事   | 鶴見 正雄  | 京急建設(株)        |
| 理事   | 青野 元治  | (株)小糸製作所       |
| 理事   | 柴本 守人  | (株)サンリツ        |
| 理事   | 中塚 悦生  | (株)間組          |
| 理事   | 円谷 哲也  | 総合警備保障(株)      |
| 理事   | 白田 廣一  | 清水建設(株)        |
| 理事   | 京谷 尚樹  | 東京定温冷蔵(株)      |
| 理事   | 橋川 宏   | (株)電通          |
| 理事   | 宮本 高   | NECフィールディング(株) |
| 理事   | 丸山 純一  | 東洋水産(株)        |
| 理事   | 小林 文彦  | 伊藤忠商事(株)       |
| 理事   | 山田 真子  | 山田倉庫(株)        |
| 理事   | 寺島 三喜雄 | 日本電気(株)事業支援部   |
| 監事   | 久保田 祐司 | (株)田町ビル        |
| 監事   | 橋 新治   | 芝信用金庫          |

## 新入会員のご紹介

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

| 入会日    | 事業場名                | 所在地          | 電話           | 業種            |
|--------|---------------------|--------------|--------------|---------------|
| 11月1日  | (株)ブリリアントサービス 品川事業所 | 港区港南2-16-2   | 03-6712-0602 | ソフトウェア開発、人材派遣 |
| 10月4日  | (財)海と渚環境美化・油濁対策機構   | 文京区湯島2-31-24 | 03-5800-0130 | 海の環境保全の推進     |
| 12月13日 | (株)ティー・ワイ・オー        | 品川区上大崎2-21-7 | 03-5434-8660 | 広告等の制作        |

## みなと みた

平成24年1月号 平成24年1月15日発行(年6回発行) 第16巻第1号通巻第89号

【編集発行】社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル  
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692  
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

【編集協力】労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル  
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

## 社団法人三田労働基準協会ご入会のおすすめ

当協会は、次の主要事業を行っております。当協会の趣旨にご賛同いただきご入会されますようおすすめいたします。

- ①労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などの関係法令をはじめ、パート労働・賃金・退職金制度などに関する講習会、研究会、説明会の開催
- ②安全衛生関係表彰式、港区中小企業優良従業員表彰の推薦
- ③労働相談、労働基準法・労働者災害補償保険法・雇用保険法などにもとづく諸手続きの指導・援助
- ④労働保険事務組合の事業－中小規模事業場会員のための労働保険事務の受託
- ⑤定期健康診断・職場環境測定・安全衛生ポスター及び労働関係図書の斡旋、産業安全衛生大会への参加、その他会報の発行など

| 会 費 | 従業員       | 会費(年額)  | 従業員     | 会費(年額)  |
|-----|-----------|---------|---------|---------|
|     | 1,000名以上  | 50,000円 | 31名～50名 | 11,000円 |
|     | 501名～999名 | 39,000円 | 21名～30名 | 10,000円 |
|     | 301名～500名 | 26,000円 | 11名～20名 | 8,000円  |
|     | 101名～300名 | 17,000円 | 6名～10名  | 7,000円  |
|     | 51名～100名  | 12,000円 | 1名～5名   | 6,000円  |
|     |           |         |         |         |

## 加入申し込み手続き

下欄の「入会申込書」に所定事項をご記入のうえ協会まで FAX でお送り下さい。後日、会費納入等についてお知らせいたします。

申 込 先

社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル ☎ 3451-0901 FAX 3451-7692

# 入会申込書

平成 年 月 日

社団法人 三田労働基準協会 殿  
(FAX 3451-7692)

事業場の名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 〒                                                                                                                                |
|       | 電話 (       )                      FAX (       )                                                                                  |
| 資本金   |                                                                                                                                  |
| 担当者職名 |                                                                                                                                  |
| 業種    |                                                                                                                                  |
| 従業員数  | 合計                      名(男                      名                      女                      名)<br>注：管轄下にある支店、営業所等の人数を含めて記載下さい |

※お願い 入会申込書をFAXされる際は、このページ全体をコピーの上ご送信下さい。